

徳島県クラブバスケットボール連盟規約

第1章 総則

第1条 この連盟は徳島県クラブバスケットボール連盟と称する。

第2条 連盟の事務局は会長指定の場所に置く。

第2章 組織

第3条 連盟は県協会加盟のクラブチーム及び本連盟の目的に賛同するものをもって組織する。

第3章 目的及び事業

第4条 連盟は徳島県における社会人バスケットボール競技の健全な普及、発展、バスケットボール技術の向上および加盟チーム相互の親睦を図ることを目的とする。

第5条 連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 1 各部リーグ戦
- 2 交流試合
- 3 審判講習会
- 4 その他、連盟の目的達成に必要な事業

第4章 役員

第6条 連盟に次の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 理事長 1名
- 4 理事 必要な人数 (常任理事含む)
- 5 監事 2名
- 6 委員 必要な人数
- 7 代議員 加盟チームごとに1名
- 8 名誉会長・名誉顧問をおくことができる。
- 9 顧問・参与をおくことができる。

第7条 会長・副会長は常任理事会の推薦によって代議員会において選任する。

会長は連盟を総括代表する。

副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときはその職務を代理する。

第8条 顧問・参与は代議員会の推薦により会長が委嘱する。

顧問は会長の諮問に応じ、連盟の重要な問題について運営を補する。

参与は会長が必要と認める事項についてその諮問に応じて意見を述べるることができる。

第9条 理事長は代議員会の推薦により会長が任命する。

理事長は連盟の事務を総理する。

第10条 常任理事は代議員の推薦により理事長が任命する。

常任理事は常任理事会を構成し、連盟の運営に関する常務を掌る。

理事は代議員の推薦により理事長が任命する。

第11条 監事は常任理事会の推薦により理事長が委嘱する。

監事は会計を監査する。

第12条 委員は常任理事会の推薦により理事長が委嘱する。

委員は委員会を構成し、理事会を専門的・技術的に援助する。

委員は理事会に出席して、担当事項について意見を述べるることができる。

第13条 代議員は加盟チーム1チームごとに1名を選出し、当該チームを代表する。代議員に変更のあった場合は、当該チームは直ちに届け出なければならない。

第14条

- 1 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
役員に欠員が生じた場合は適時これを補充する。補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 会長・理事長は2期4年までとする。
- 3 全ての役員は満70歳で定年とする。

第5章 会議

- 第15条 連盟に次の会をおく。
- 1 常任理事会(執行機関)
 - 2 理事会
 - 3 代議員会(議決機関)
- 第16条 代議員会は連盟の議決機関であって、チームの中から選出された代議員で組織する。代議員会は次の事項を審議決定する。
- 1 第5条に規定された中で重要な事項
 - 2 この規約の改廃に関する事項
 - 3 予算・決算に関する事項
 - 4 その他、連盟の運営に関する重要事項
- 第17条 常任理事会は毎年4回(臨時を含む)理事長が召集する。常任理事会は理事長が招集し、理事長はその議長となる。理事会は必要に応じて理事長が招集し、理事の出席があれば成立する。代議員会は毎年1回会長が招集する。代議員会の議長は、会長または、代議員会開催ごとに代議員の中から推薦により就任することができる。会の議事は出席代議員の過半数できめる。可不同数の時は議長がきめる。
- 第18条 代議員会が必要と認めた時は、会長は臨時代議員会を招集しなければならない。
- 第19条 代議員会はこの連盟の議決機関であって、第10条により選ばれた理事により組織する。常任理事会は決定しなければならない事項についても、緊急必要に応じきめて行なうことができる。但し、この場合の決議事項は次回の代議員会に報告しなければならない。会長が必要と認めたとき、又代議員、理事、常任理事の過半数から会議の目的たる事項を示し請求があった時速やかに会議を召集しなければならない。会議の招集には会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示し原則として開会の7日前までに文書で通知しなければならない。やむを得ない理由のため会議に出席できない理事及び常任理事は代理人に委嘱することが出来る。代議員会には代議員は必ず出席しなくてはならない。又、理事及び常任理事もこれに準じる。
- 1 常任理事会は理事長以下常任理事
 - 2 理事会は会長以下理事
 - 3 代議員会は会長以下チーム代表者
- 第6章 会計
- 第20条 連盟の経費は次のもので支弁する。
- 1 会費(加盟費・連盟費)
 - 2 参加費
 - 3 補助金・寄付金
 - 4 その他の収入
- 第21条 金額は各会計年度ごとに代議員会できめる。
- 第22条 加盟チームは代議員会において決めた会費を所定の期日までに納めなければならない。
- 第23条 連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。決算報告を3月の代議員会で行う。
- 第7章 加盟・脱退・資格の喪失および賞罰
- 第24条 連盟に加盟できるチームは、常任理事会の承認を得たものに限る。
- 第25条 前条による加盟チーム以外でも、特に常任理事会で招待・参加を認めたチームはリーグ戦及び交流大会に出場できる。
- 第26条 チームが連盟に加盟しようとするときは、徳島リーグ 参加申請書を12月末日までに連盟事務局に届け出なければならない。
- 第27条 加盟チームは毎競技年度の当初において登録しなければならない。
- 第28条 競技年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日をもって終わる。
- 第29条 加盟チームが連盟を脱退しようとするときは、その理由を記載した書面をリーグ戦最終日までに連盟事務局に届け出なければならない。

- 第30条 加盟チームは次の各号のひとつに該当した時は、その資格を失う。
- 1 前条により承認された時
 - 2 加盟費・会費その他連盟が定める費用を所定の日までに納入しない時
 - 3 第31条の規定により除外された時
 - 4 連盟主催のリーグ戦に欠場もしくは過半数以上の試合を棄権した時。 但し、常任理事会において特に認めた場合はこの限りではない。
- 第31条 加盟チームがこの連盟の規約に違反した時、連盟の秩序をみだした時、または共同の利益を阻害した時は、理事長は常任理事会の同意を得て当該チーム及び個人を除名し、またはその権利の停止を行うことができる。
- 第32条 加盟チームまたは役員・選手で連盟の発展に著しい功労があった時は、理事会の決定によりこれを表彰する。

第8章 付 則

- 第33条 連盟は部によって編成する。
- 第34条 連盟主催のリーグ戦は、オールシーズンにて行う。
- 1 各部の順位決定は連盟主催のリーグ戦の成績による。 但し、勝率とし同率の場合は得失点差とする。
 - 2 シーズン終了ごとに、連盟が決めた入替戦を行い、次期リーグ戦の部別編成を行う。
- 第35条 各チームの順位は前条によりリーグ戦終了と同時に決定されるが、脱退その他資格の喪失があった時逐次これを補助し順位を移動する。
リーグの成績移動による各チームの順位は、3月のリーグ戦前の代議員会において確認する。
- 第36条 この規約を実行するために必要な細則は、別に常任理事会または代議員会で決める。
- 第37条 この規約は昭和58年4月22日より施行する。
この規約は平成17年4月1日一部改正、施行する。
この規約は平成18年4月1日一部改正、施行する。
この規約は平成19年10月21日一部改正、施行する。
この規約は平成22年3月13日一部改正、施行する。
この規約は平成24年3月28日一部改正、施行する。
この規約は平成26年3月19日一部改正、施行する。